

報告 2

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示について

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり報告します。

令和 2 年 1 1 月 1 8 日 提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市教育委員会告示第36号

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年11月5日

三次市教育委員会教育長 松村 智由

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱
の一部を改正する告示

第1条 三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱（令和2年三次市教育委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、当該年度の9月30日」を「、当該年度の11月30日」に、「、9月30日」を「、11月30日」に改める。

第2条 三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第5条中「、当該年度の11月30日」を「、当該年度の1月31日」に、「、11月30日」を「、1月31日」改める。

第3条 三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第5条中「、当該年度の1月31日」を「、当該年度の3月31日」に改め、「。また、9月30日以降の転入生については、随時受付を行う」を削る。

附 則

この告示中、第1条の規定は令和2年11月5日から、第2条の規定は同年1

2月1日から、第3条の規定は令和3年2月1日から施行する。